

篠塚権右衛門家文書

(採訪時住所 茨城県鹿島郡波崎町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	安永 8	1779	□		9	吉	万扣帳			横半	1		2
2	文政13	1830	寅		9	吉	九月十九日両社祭掛合帳	篠塚權右衛門		横帳	1		1
3	安政 6	1859	未		5	吉	米之通	小松屋 次郎兵衛	權右衛門様	横半	1		5
4	安政 7	1860	申		3	吉	取立帳 (人別米麦代金受取覚)	小松屋 次郎兵衛	權右衛門様	横帳	1		6
5	慶応 2	1866	□		□	□	船方貸附帳	□(篠)塚權右衛門		横帳	1		21
6	慶応 2	1866	□寅		7	□	勘定帳 (寅慶応2~午明治3年 網引揚高等書上帳)			横帳	1		20
7	慶応 3	1867	丁卯		1	吉	百姓方 金銀出入帳	篠塚權右衛門		横帳	1		7
8	慶応 3	1867	丁卯		1	吉	網方 金銀出入帳	東下本郷邑新初支配人 篠塚權右衛門		横帳	1	第10丁に挟み紙あり	8
9	(幕末)						(幕末~昭和11年諸勘定帳)			横帳	1	まとまった帳簿ではなく、1冊の横帳がさまざまに使われている、表紙に文字なし、裏表紙欠、途中に金員信用貸の表紙あり	19
10	明治 7	1874	戌		12		地券諸費録	地券下調係 出納書記掛 篠塚權右衛門		横帳	1		3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
11	明治12	1879	卯			9	酒方 當座帳	篠塚見世		横帳	1		9
12	明治13	1880	辰			1	利分勘定帳			横帳	1	裏表紙に「元網小買」とあり	10
13	明治13	1880	卯			2 15	諸入費取立帳	東下村本郷 人民惣代 篠塚権右衛門		横帳	1		4
14	明治13	1880	庚辰	旧		8 1	新初網口買帳	東下本郷 篠塚氏		横帳	1		11
15	明治14	1881	辛巳			1 吉	金銭出入帳	篠塚権右衛門		横帳	1		12
16	明治14	1881				6 吉	諸掛り萬扣帳	篠塚権右衛門		横帳	1		13
17	明治14	1881	巳			9 2	差引勘定帳	篠塚権右衛門		横帳	1		14
18	明治18	1885	酉			2 5	粕 干鰯 生鰯買入帳	東下村高野組 篠塚権右衛門		横帳	1		15
19	明治20	1887	亥	旧		9 23	摺縄買入帳	志能津可氏		横帳	1		16
20	明治21	1888		旧		3 26	酒類受賣小賣扣帳	東下村本郷 篠塚権右衛門		横帳	1		17
21	大正 9	1920				1 吉	小作人扣帳（昭和13年分までの人別金額等記載）			横帳	1	人別のタックインデックスが貼付されている、表紙に割印	18

解題 篠塚権右衛門家文書

史料の概要と特色

今回公刊の「篠塚権右衛門家文書」については、その探訪時の書類によれば、同家からは、1950年7月30日付で「帳簿類・文書（石油箱）で2点」を借用したことになる。ただ、その正確な点数は分からないが、数量的には決して少なくはなかったと思われる。

今日「篠塚権右衛門家文書」として分類・整理されている史料群は、昭和49（1974）年～昭和54（1979）年の水産資料館時代に行われた旧整理においては、総点数21点（袋）として整理、保管されていたものである。今回の再整理の結果でも総点数の増減はなかった。従って、旧整理以後の所蔵文書の移動はなかったと考えて大過ない。その内訳は、安永8年（1779）から大正9年（1920）の間に作成された地曳網経営や村政、家に関するものなど多岐にわたる帳簿類で構成されている。時代的には、江戸期の文書が9点、明治期の文書が11点、大正期の文書が1点であった。

なお、現在、中央水産研究所には、同じ篠塚を名字とする家文書として、この「篠塚権右衛門家文書」のほかにも「篠塚家文書」と分類された史料群が存在する。これまで、探訪時の記録類の不備や篠塚栄堂家からの借用証の存在などから、これらの史料群がどこの家のものであるか必ずしも明確ではなかった。だが、今回「篠塚家文書」に収められている古文書の内容を詳しく調べたところ、権右衛門に関係する文書が多かったこと、また、篠塚権右衛門家からは「石油箱で2点」とある借用証の記載内容などから判断すると、これらの大半が権右衛門家の文書であり、本来はこの史料群に組み込まれるべき性格のものであると考えられる。しかしながら、旧整理時に分類した史料のまとまりを尊重し、ここでは別に「篠塚家文書」（本書に収録）として、整理、分類、目録化した。

「篠塚権右衛門家文書」の探訪時の住所は「茨城県鹿島郡波崎町大字本郷」と記録されている。波崎町は、茨城県の最東南端、鹿島灘に面し、利根川河口左岸に位置するが、かつてここは東下村と呼ばれていた。現在の波崎町については、波崎町のホームページでは「土壌に適合した土地集約型の施設園芸が盛んな農業に加え、太平洋・利根川水系に支えられる漁業・水産加工業、さらには鹿島開発により急速に発展した工業を主な産業としている」町であると紹介されている。

一方、波崎町の前身である東下村の歴史は古く、江戸時代の初め頃までは遠下と書かれたが、万治2年（1659）に東下と改められた（『鹿島郡東下村々是』）。また、18世紀初めの元禄期の頃には、手子后新田を含め、舍利、荒波、中舍利、別所、高野、本郷、海老台、浜新田、本郷新田、明神前、波崎の各地域から構成されていたようである（『新編常陸国誌』）。その後、明治維新を迎えた東下村は、明治11年（1878）の地方三新法体制では独立の一村を維持し、さらに明治22年（1889）市制町村制施行でも単独で自治体を形成した。そして、昭和3年（1928）の町制施行により改称されて波崎町となった。さらに平成17年（2005）の市町村合併では隣接する神栖町と合併し、現在は神栖市の一部となっている。

波崎町本郷の篠塚権右衛門家は、新田義貞の臣、篠塚伊賀守の子孫といわれている。波崎をはじめ、銚子など近隣地域には、この一族とされる家が多数存在し、権右衛門家はその総本家であるとされているのである。ちなみに、別項目として扱う篠塚栄堂家もこの家の分家筋に当たる家である。

残存する史料が作成された幕末から明治にかけての東下村は半農半漁の村であり、こうした生産形態をもった生活は近代以降にも受け継がれていった。例えば、漁業についてみると、鹿島灘沿岸地域では、江戸時代中期頃より上方からの出稼漁民による鯛の地曳網漁が盛んとなったが、東下村も、この地域に立地することから、その漁業が村の中心的な生業となっていた。この頃の東下村は、舍利組・高野組・波崎組という行政上の単位ともいえる三つの組に分けられており、それぞれの組で地曳網漁業が行われていた。このうち篠塚権右衛門は高野組内の網経営に関わり、慶応2年（1866）に須田官蔵らの資金援助のもと新たに「新初網」が開設されると、権右衛門はその「網支配人」となったとされる（明治13年「新初網目録書」水産総合研究センター所蔵「篠塚家文書」13-1）。

本史料群に収めた文書には、新初網の開設された慶応2年に作成されたものが散見される。この新初網開設の年とされる慶応2年の春職から記帳が開始された「勘定帳（寅慶応2年～午明治3年 網引揚高等書上帳）」（目録番号6）や、金銭貸借を通じて網主と水主の関係が窺い知れる慶応2年「船方貸附帳」（目録番号5）などの史料がそれである。また、新初網関係の文書としては、高野組の網ごとの引揚控や舟税などの諸経費を記した諸買立控などからなる明治13年（1880）8月「新初網口買帳」（目録番号14）などがある。さらに、同年1月「利分勘定帳」（目録番号12）は、地曳網経営に分類できるものであるが、裏表紙に「元網小買」とあるように、内容的には新初網と同じ高野組内に開設されていた「元網」にかかるものである。

ともあれ、これら多数の地曳網経営に関する帳簿類を分析することによって、当時の東下村における個別の地曳網の経営実態のみならず、鹿島灘における地曳網漁の実態についても多くの知見を得ることができよう。

新初網開設から間もない慶応3年（1867）に作成された「網方 金銀出入帳」（目録番号8）と、同「百姓方 金銀出入帳」（目録番号7）などが残っていることもきわめて興味深い。こうした同時期の生業別の帳簿が伝存していることから、篠塚権右衛門家においても半農半漁が同家の生業の基本であったことが知られる。なお、平成17年（2005）10月28日の現地調査において、現当主の茂男氏に現況を伺ったところ、「現在、当家では漁業を行ってはいないし、また、漁業を行っていたという記憶もない」との回答を得た。このことから推察すると、明治末、東下村において漁業が衰退していくのと併行して、篠塚権右衛門家も漁業から撤退したものと推測される。

ところで、漁業・農業の生業関係以外にも、本史料群中に租税や村政に関する史料が残存していることも「篠塚権右衛門家文書」の特徴の一つである。例えば、明治12年の11月分と12月分の村費を記帳した明治13年（1880）2月「諸入費取立帳」（目録番号13）は、当家の村政の関わり合いを知る上で重要である。実際、先述の現地調査でも、茂男氏から、「その当時、宝蔵院は村役所のような機能も果たしていたが、権右衛門家は、宝蔵院の檀家総代を務めていたことから、

檀家の相談役となるばかりではなく、村の取りまとめ役となっていたようである」という話を伺った。「諸入費取立帳」の記載は、篠塚権右衛門が「東下村本郷」の「人民惣代」を勤め村民のまとめ役を担っていたというお話の内容を裏づける。また、地租改正事業に関する明治7年(1874)12月「地券諸費録」(目録番号10)によると、権右衛門は、「地券下調係 出納書記掛」といった役職に就いており、その就任は村の取りまとめ役的な立場にあったことと無関係ではなかったように思われる。さらに、明治22年(1889)の市制町村制施行当時、東下村役場は小字本郷の宝蔵院境内に置かれ、この寺で最初の村会が開かれたという(『写真集波崎町の歴史』)。茂男氏が「篠塚権右衛門家の所在が宝蔵院と隣接していた関係上、当家も役場的な役割を担っていたようだ」と述べられていることも、右のことを踏まえると頷けるものがある。

東下村では醸造業が盛んとなった(『写真集波崎町の歴史』)が、そのことを反映してか、本史料群にも明治12年(1879)9月「酒方 當座帳」(目録番号11)や明治21年(1888)3月「酒類受賣小賣扣帳」(目録番号20)など酒類取り扱い関係の史料が含まれている。もっとも、これらの帳簿類には、権右衛門家が酒の醸造を行っていたことを示す記載はなく、あくまでも酒類販売を行っていたことが確認できるのみである。この点についても現地調査の際、茂男氏に伺っているが、氏からは「当家で酒造や酒屋を行っていたという記憶はないし、現在もそうしたことは行ってはいない」との回答を得た。ただ、史料からは、少なくとも明治前期ごろには権右衛門家で酒の販売を行っていた事実を抽出しうるのである。

他には、宗教関係の史料が数点伝えられている点が注目される。文政13年(1830)9月「九月十九日両社祭掛合帳」(目録番号2)は、祭礼に関する史料であり、標題に「両社祭」という祭の名称が出てくる。この「両社祭」というのは、篠塚伊賀守が当地に漂着後、祀ったとされる神明神社と、それ以前から既に当地にあった手子后神社という郷社の祭礼が一体化した祭礼であり、例祭日の九月十九日はその伊賀守が漂着した日であるという(『波崎町史』)。この史料は、江戸期における東下村の祭礼の実態の一端を伝えてくれる貴重なものである。さらに、現代風にいえば、雑多なメモ書きといえる安永8年(1779)9月「萬扣帳」(目録番号1)は、内容的に見て、多種多様な事柄を記しているが、その中には、例えば、虫下しの妙薬についてなど民間療法に関わる記載なども見られ、当時の風習や習慣の一端が窺われて興味深い。

「篠塚権右衛門家文書」は、単独の史料群としても注目すべきものであるが、同時に本来は一括されるべき「篠塚家文書」と合わせて見ていくことで、さらに明らかにされることは多いと思われる。しかし、単独の史料群としても、「篠塚権右衛門家文書」は、権右衛門家のみならず、東下村の歴史の一端を伝える貴重な史料であることは間違いない。なお、現地調査の折、当家に現在も残されている木箱にして5箱分、約500点に及ぶ近世から近代の未整理文書を拝見したが、そちらの方も一日も早く日の目を見ることを期待してやまない。

(文責 織田洋行)